第二条の六～第二条の八　［略］

［削る］

［削る］

第二条の九～第二条の十五　［略］

（法第三十三条の五の十四の事業）

第二条の十六　法第三十三条の五の十四に規定する事業で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システムの導入又は改修（当該情報システムに関連する情報システムの導入又は改修を含む。次号及び第四号において同じ。）に係る事業

［二　略］

三　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業

四　地域社会の諸課題として次に掲げるもの（次号及び附則第二条の十八第四号において「地域社会の諸課題」という。）を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

［イ～ト　略］

五　［略］

第二条の十七　［略］

（法第三十三条の五の十四の経費）

第二条の十八　法第三十三条の五の十四に規定する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体（法第五条第一号に規定する公営企業（第三号において「公営企業」という。）を除く。）が実施する附則第二条の十六各号に掲げる事業に要する経費（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。）

第二条の九～第二条の十一　［同上］

（公営企業の廃止等に係る地方債について許可を要しない場合）

第二条の十二　第一条各号（第一号を除く。）の規定は、法第三十三条の五の七第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合について準用する。

（法第三十三条の五の七第四項の計画に定める事項）

第二条の十三　法第三十三条の五の七第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果

二　実質公債費比率（健全化法第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。次号において同じ。）及び将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。次号において同じ。）の将来の見通し

三　実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置

四　実質赤字比率（健全化法第二条第一号に規定する実質赤字比率をいう。）及び連結実質赤字比率（同項第二号に規定する連結実質赤字比率をいう。）の翌年度及び翌々年度の見通し

五　法第三十三条の五の七第一項第一号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第二号から第四号までに規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針

第二条の十四～第二条の二十　［同上］

（法第三十三条の五の十四の事業）

第二条の二十一　［同上］

一　住民に対して提供するサービスに係る業務（内部管理に関するものを除く。）において当該住民の利便性の向上のために必要な情報システムの導入又は改修（当該情報システムに関連する情報システムの導入又は改修を含む。次号及び第三号において同じ。）に係る事業

［二　同上］

［新設］

三　地域社会の諸課題として次に掲げるもの（次号及び附則第二条の二十三第三号において「地域社会の諸課題」という。）を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業（特定の者の利益を目的とするものを除く。）

［イ～ト　同上］

四　［同上］

第二条の二十二　［同上］

（法第三十三条の五の十四の経費）

第二条の二十三　［同上］

一　地方公共団体が実施する附則第二条の二十一各号に掲げる事業（法第五条第一号に規定する公営企業（第三号において「公営企業」という。）が実施するもの（地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）による改正後の地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務に係るものを除く。）に係る負担又は助成を除く。）に要する経費（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第三項に規定する地方公共団体情報システムの標準化のために必要な経費を除く。）